

検討会の進め方について

本検討会における検討事項



津波の検討

①海岸保全施設の設計に必要な設計津波(レベル1)

計画堤防高の検討

- 1 津波による計画堤防高
- 2 高潮・波浪による計画堤防高
- 3 海岸堤防等の計画堤防高の設定

②総合的な防災対策の検討に必要な最大クラスの津波(レベル2)

検討会の進め方について

検討会の進め方フロー(第1~2回)

- 海岸保全施設の被災状況の確認
- 国、土木学会等における提言内容の確認
- 津波及び高潮、波浪による計画堤防高算定手法の確認

第1回

下北八戸沿岸を対象

• 既往津波の整理 ・ 想定地震津波のシミュレーションの整理

• 最大クラス津波(レベル2)の設定

• 地域海岸の設定・設計津波の対象津波群の設定

• 計画堤防高(レベル1)の検討

• 最大クラス津波(レベル2)の
浸水予測図の作成

第2回(案)

第3回へ続く

検討会の進め方フロー(第3~4回)

下北八戸沿岸を対象

- ・地域海岸ごとの計画堤防高(レベル1)の設定

陸奥湾沿岸、津軽沿岸を対象

- ・既往津波の整理
- ・想定地震津波のシミュレーションの検討
- ・地域海岸の設定
- ・設計津波の対象津波群の設定

- ・計画堤防高(レベル1)の検討

- ・最大クラス津波(レベル2)の検討

- ・地域海岸ごとの計画堤防高(レベル1)の設定

- ・最大クラス津波(レベル2)の浸水予測図の作成

第3回(案)

第4回(案)

検討会スケジュール

		平成23年度												平成24年度												備考								
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
下北八戸沿岸	レベル1	[Level 1 Tsunami Water Level Check]																																
	レベル1													[Design of water level for Level 1 tsunami]																				
	レベル2	[Level 2 Tsunami Water Level Check]																																
	レベル2													[Tsunami inundation prediction map creation]																				
陸奥津軽沿岸・青森県沿岸	レベル1	[Level 1 Tsunami Water Level Check]												[Level 1 Tsunami Water Level Check]																				
	レベル1																			[Design of water level for Level 1 tsunami]														
	レベル2	[Level 2 Tsunami Water Level Check]												[Level 2 Tsunami Water Level Check]																				
	レベル2																			[Tsunami inundation prediction map creation]														
青森県海岸津波対策検討会														①		②														③		④		計4回を予定

- レベル1津波 発生頻度は高く(数十年から百数十年に一度程度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
※施設防護整備の対象
- レベル2津波 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
※防災対策の対象
- 青森県海岸津波対策検討会 青森県海岸行政事務地方連絡会議及び防災消防課と学識経験者により、海岸津波対策に係る津波の高さと浸水範囲を検討する会

津波対策に係るこれまでの国・土木学会の検討 について

今次津波の特徴と今後の想定津波の考え方

・500～1000年の発生頻度の巨大津波

(津波特定テーマ委員会(土木学会)第3回 報告会 [平成23年9月14日]より)

・あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を検討すべき

(中央防災会議 地震津波対策に関する専門調査会(内閣府)[平成23年9月28日]より)

海岸保全施設の復旧と設計方針

・レベル1(防護レベル)とレベル2(減災レベル)の設定

・越流した場合にも壊れにくい施設設計

・地盤沈下、海浜変形の考慮

・台風等に備えた段階的復旧の必要

(津波特定テーマ委員会(土木学会)第3回 報告会 [平成23年9月14日]より)

設計津波、最大クラス津波への対策について

◆海岸保全施設の設計に必要な設計津波(レベル1)

→海岸保全施設の天端高は、比較的頻度の高い津波高を対象に設定し、最大クラスの津波は対象としない。

ただし、設計津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮出来るように整備する。

(中央防災会議 地震津波対策に関する専門調査会(内閣府)[平成23年9月28日]および
海岸における津波対策検討委員会(3省庁・被災3県)[平成23年11月17日]より)

◆総合的な防災対策の検討に必要な最大クラスの津波(レベル2)

→最大クラスの津波は、海岸保全施設のみでの対応ではなく、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策で対応する。

(中央防災会議 地震津波対策に関する専門調査会(内閣府)[平成23年9月28日]より)

津波対策に係るこれまでの国・土木学会の検討について

津波防災地域づくりの考え方

- ・基本指針の策定(国土交通大臣)
- ・津波浸水想定の設定(都道府県知事)
- ・津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成(市町村)
- ・津波防護施設(盛土構造物、閘門等)の新設、改良、管理(都道府県知事又は市町村長)
- ・津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定(都道府県知事)



参考:津波防災地域づくり法
(施行:平成23年12月27日)